

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和2年5月12日（火曜日）
午前9時59分開会 午前11時57分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 自己紹介並びに協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係・部外課関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（1名）

委 員 柴原伊一郎

説明のため出席した者（23名）

市長公室長	川 村	正 明
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	塚 本	隆 行
消防長	鈴 木	和 徳
消防次長兼消防総務課長	檜 山	保 明
秘書課長	塚 本	浩 幸
政策企画課長	佐々木	啓

財政課長	山 口	正 通
広報広聴課長	北 島	康 雄
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	秋 山	太
課税課長	川 上	勇 二
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	五 来	顕
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	渡 辺	善 弘
予防課長	三 上	健 市
警防救急課長	本 橋	一 夫
会計管理者	根 本	陽 一
監査事務局長	武 藤	義 隆

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

議 員 田子 優奈

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。初めに、委員会の服装ですが、地球温暖化対策及び節電の取組のため、5月1日からクールビズを実施いたします。上着・ネクタイを着用しなくてもよいこととします。新年度初めての委員会です。本来であれば、最初に、定例会と同様に執行部の方に全員集まっていただき、簡単に自己紹介を行っていただいておりますが、新型コロナウイルス感染拡大対応といたしまして、間隔を開けての座席表となっております。執行部が全員入れないことから、今回は入れ替えを行った時に執行部より自己紹介をお願いしたいと思います。委員会室が広いので、会議録を作成するにあたり発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方はマイクの使用をお願いします。それでは、消防本部から機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○**鈴木消防長** おはようございます。本年度から消防長になりました鈴木と申します。消防本部業務であります災害から市民を守るということ職員一同しっかりとやっていきますので、全力で取り組んでいきます。よろしくお願いいたします。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** おはようございます。本年度、次長兼総務課長を務めます檜山と申します。どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

○**三上予防課長** おはようございます。本年度予防課長を任命されました三上と申します。一生懸命がんばります。よろしくお願いいたします。

○**本橋警防救急課長** おはようございます。本年度から警防救急課長になりました本橋と申します。微力ではありますが精いっぱいがんばりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。これより、消防本部の案件につきまして、協議を行います。それでは、消防本部資料に基づきまして、専決処分の承認について（土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）説明願います。

○**本橋警防救急課長** 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。1ページをご覧ください。1番改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められています。令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正されました。また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても、改正が行われました。従いまして、政令改正に伴い、土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。次に2番の改正の概要ですが、非常勤消防団員等の補償基礎額について、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定いたしました。下記の表をご覧ください。表内の上記に記載されている額が改正前のもので、下

記の括弧内のものが改正後のものとなっております。団長、副団長の10年未満は1万2,400円から1万2,440円の増額。同じく10年以上20年未満は1万3,300円から1万3,320円の増額。同じく20年以上は変更はありません。本部員、分団長、副分団長の10年未満は1万600円から1万670円の増額。同じく10年以上20年未満は1万1,500円から1万1,550円の増額。同じく20年以上は1万2,400円から1万2,440円の増額となっております。部長、班長、団員の10年未満は8,800円から8,900円の増額。同じく10年以上20年未満は9,700円から9,790円の増額。同じく20年以上は1万600円から1万670円の増額と、経験年数の浅い団員の増額幅が高くなっております。2ページをご覧ください。消防災害従事者等の補償基礎額の改定でございます。消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円に改定いたしました。一般市民が消防作業に従事した場合に対象となっております。次に(3)法定利率についての改定でございます。障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改定されました。令和2年4月1日以降民法404条の法定利率は100分の3ですので、本条例の利率を同じく100分の3で算出することとなっております。また、3年ごとに社会実状にあった法定利率に変更することとなっておりますので、次回は令和5年4月1日に見直す予定となっております。本市では現在、前払一時金等の支給を受けている方はございません。3計画措置ですが、改正後の条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、改正令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた令第4条に規定する損害補償(以下「損害補償」という)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとなっております。施行日は令和2年4月1日となっております。5専決処分とする理由についてご説明申し上げます。政令施行日は、令和2年4月1日となっており、条例改正の施行日も同日とすることから、早急に条例を改正する必要性がありました。しかし、政令公布日が令和2年3月27日であり、時間的に余裕がないことが明らかであると認められることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第3項の規定によりご承認をお願いいたします。3ページ以降に条例の改め文と新旧対照表を添付いたしましたので、ご確認ください。以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。次に、各種行事の中止について説明願います。

○**本橋警防救急課長** 各種行事の中止についてご報告いたします。8ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全47都道府県に緊急事態宣言が発令され、本県におきましては特定警戒都道府県の対象地域として位置づけられ「3つの密」が重なりやすい施設でのイベントの開催自粛が要請されております。以下の行事は、屋

外での開催ではありますが、多数の人出が予想されることから「中止」となりましたので報告いたします。1番茨城県消防救助技術大会。令和2年6月18日の予定で、また、それに伴い全国大会も中止となっております。2番土浦市消防ポンプ操法競技大会。令和2年7月5日の予定だったんですが、中止となっております。ただ、その後に行われる茨城県県南北部地区ポンプ操法大会も合わせて中止となっております。報告は以上です。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。その他消防本部から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員から何かありますか。

○**吉田(博)委員** 消防長が生抜きの消防長になったというのは、久しくなかったものですから、私としても本当によかったなと思っております。そういう意味も含めて執行部の皆さん、しっかりとお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**吉田(千)委員** 消防でマスクとか、あるいは、いわゆる日常的に使うもので、ちゃんと足りているのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。例えばマスクが中々難しいというお声はあるのでしょうか。現状。

○**本橋警防救急課長** マスクですが、救急で通常マスクが2種類ありまして、通常使うのがサージカルマスクというものと、ちょっと感染の疑いがある発熱やら倦怠感がある時にはN95マスクというものを使っております。現在救急隊は相手がわからないことでありますので、すべて患者に接触する時にはN95マスクを付けてから接触して対応しています。N95に関しては約2,000枚ほど現在備蓄があります。サージカルマスクが3,000枚ほどあります。今買えない時期なんですけれど、買える時期があれば購入していきたいと思っております。

○**吉田(千)委員** 本当に皆さん現場で大変な思いでやってらして、どういった方が熱が出ているという状況が、まさにね今コロナにかかわっているかわからない中でやっていらっしゃるので、本当に大変心配かなということで、マスクとか自分も守るし、ひいひいでは多くの方を守っていくという状況もありますので、私どもも何かできることがあればご支援していきたいなど、そのように感じました。3,000枚でサージカルマスクがどうか、そういう気がしますので、そういう風に感じた次第でございます。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。
(消防本部退席)
(市長公室入室)

○**島岡委員長** 委員会の服装ですが、地球温暖化対策及び節電の取組のため、5月1日からクールビズを実施いたします。上着・ネクタイを着用しなくてもよいこととします。また、今回は委員会室が広いため、会議録を作成するにあたり発言が聞き取れない場合

がありますので、発言をする方はマイクの使用をお願いします。それでは、市長公室の自己紹介をお願いしたいと思います。機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○**川村市長公室長** おはようございます。市長公室長の川村です。どうぞよろしく願います。

○**塚本秘書課長** おはようございます。4月から秘書課長を命ぜられました塚本と申します。よろしく願います。

○**佐々木政策企画課長** おはようございます。4月から政策企画課の方に異動してまいりました佐々木と申します。よろしく願います。

○**山口財政課長** おはようございます。この4月から財政課長となりました山口です。どうぞよろしく願います。

○**北島広報広聴課長** おはようございます。4月から広報広聴課に来ました北島と申します。よろしく願います。

○**島岡委員長** ありがとうございます。1年間よろしく願います。説明を要しない課長は退室していただいて結構です。これより、市長公室の案件につきまして、協議を行います。それでは、市長公室資料に基づきまして、土浦市における新型コロナウイルス感染症拡大防止等の取組の説明願います。

○**佐々木政策企画課長** 土浦市における新型コロナウイルス感染症拡大防止等の取組についてご説明させていただきます。資料については横A4の資料でございます。こちらご覧いただきまして、1番でございます。まず2月28日にコロナの状況を踏まえまして、市長、副市長、教育長、各部長で構成いたします対策本部。こちらの方を設置いたしました。施設利用等の方針、予防支援策等の協議をしまして、これまで17回開催したところでございます。その下2番でございますが、こちらこのような状況を受けて民間の事業者様から空気清浄機、調査設置ということで5カ所。5機ですか。期間無期限で無償貸付ということで貸付を受けたところでございます。1階と2階5カ所に設置しているところでございます。3番目でございますが、3月23日からですね、市の備蓄用マスク等、様々な方から寄付をいただいたところでございますが、そのマスクをですね、学校こどもの関連施設、高齢者、障害者等、医療機関等にですね配付したところでございます。大きな4番ですね、除菌水の配布ということで、5月7日、8日。まだ先日の話でございますが、新しい給食センターにですね食器ですとか調理器具の洗浄のために電解水の整水器の方を設置してございます。そちらを活用いたしまして、整水器を作りましてポリタンクに入れまして5月7日、8日に各学校にですね配備したところでございます。その下5番目でございますが、マスク、消毒液、除菌脱臭機などの保健衛生物品の配布ということでですね。昨年度3月24日ですとか4月1日などに専決させていただきました。その他予備費等々を活用してですね保健衛生物品の方を購入したところでございますが、そちら納品され次第順次こども施設の方に配布しておるところであります。1枚おめくりいただきまして、6番でございます。6番につきましては、今回のですね臨時議会の補正の案件でございます。市独自事業といたしまして、病院用防護服。こちら休日緊急診療所4着分を購入いたしまして、そちらに配布すると。袖付きガウン

につきましては、2次協力病院であります協同病院の方にですね1万枚購入して配付すると。マスクにつきましては協同病院、霞ヶ浦医療センター、土浦医師会の方にですね、それ相応の数を配布するというものでございます。その下7番でございますが、非接触式体温計。こちら今回補正での対応となります。こちら私立の施設も含めてですね70個購入いたしまして配付いたしたいというものでございます。その下8番でございますが、こちらはコロナ疲れでですね、気が滅入っているこどもたちへと。民間の事業者さんがお菓子の寄付をしていただいた。それをですね5月1日にこども施設の方に配布をしたところでございます。9番から市民向けの取組でございますが、4月16日にですね我々土浦市市民コールセンターの設置をいたしました。午前9時から午後5時までということですね。対応といたしましては保健福祉部の保健師など4名と、それ以外人間4名。8名で対応しているというところでございます。今現在の状況でございますが、4月16日からですね2,000件程度の問い合わせがございます。少ない時で一桁。多い時では100件を超えていると。内容といたしましては、最初の頃は発熱などの問い合わせが多かったんですが、今はほとんどが経済的支援の話の問い合わせでございます。その下10番でございます。マスクの配布。妊婦さんの方へということですね。国の方で妊婦さん向けのマスク。1人につき、月当たりですね2枚配布するといった事業がございました。ただ4月の中旬にですね汚れがあったということで中断していると。それで市におきまして独自で妊婦さんの方に1人当たり2枚配布したところでございます。住民登録してある妊婦さんの他、里帰り出産で市の方に帰ってきておられる妊婦さん。希望を取って配付したところでございます。11番でございますが、11番につきましては除菌水を市民向けに配布ということで。こちらは5月1日に専決の方をさせていただきまして、2台の除菌水の生成器を購入いたしました。こちらの能力といたしまして、1時間に300リットルの除菌水を作れるものでございます。こちらはですねジェイコムスタジアムの1塁側スタンド下に設置いたしまして、そちらで生成いたしまして、ポリタンクに入れて各地区公民館の方に運搬いたしまして19日以降、随時配付をしたいという事業でございます。12番でございますが、こちら今回補正対応でございます。上げさせていただいたものでございます。市の独自事業ということで一般市民の方にマスクを3枚配布をしよう。全世帯に配布しようというものでございます。3枚の内訳といたしましてはSサイズ1枚、Mサイズ2枚ということ。時期といたしましては5月18日の週から3週間くらいかけてポスティングによって配付をいたしたいというものでございます。その下13番。こちらはですね。今回の補正対応させていただいたものでございます。ごみ袋引換券の配布ということで外出自粛に伴う一般家庭の皆さまへごみの排出に係る費用の負担ですね。その軽減を図るために無料引換券を全世帯に配布いたしたいと。可燃ごみ45リットル1袋でございますが。この引換券につきましては5月下旬発送予定でございます。なお、使用期限につきましては10月末を今予定しているところであり。その下14番でございます。子育て世帯、児童手当を受給する世帯でございますが、これ国の施策でございまして中学生まで市内には1万7,000人ほどおります。その方々にですね児童手当1万円を上乗せ

する事業でございます。その下3ページに行きまして15番でございます。こちら市の独自事業。今回の補正対応で上げさせていただいた事業でございます。一人親世帯の支援ということで、母子父子家庭への生活支援でございます。児童扶養手当につきましては、本市では2カ月に1回ですね、支援支給をしておるところでございますが、それに1万円上乘せをすると。ちなみに今市の一人親世帯の支援世帯としましては1,600世帯ほどいるところでございます。その下16番でございます。これも市の独自策でございます。給食費の無料化ということで、こちら子育て世帯支援といたしまして、給食費2カ月分をですね無料にするといったものでございます。人数といたしましては1万弱おるところでございます。2カ月分の費用でございます。17番に行きまして、これも市の独自事業でございます。就学援助制度利用世帯に援助ということで経済的に困りになっている就学援助制度世帯、今おられますが、今回4月、5月休校ということで通常であればその中で給食費ですか。支払わないというようなところではございますが、ただ家庭において給食費相応の負担があるということで、通常通り4月、5月についてもですね支給するというものでございます。今年度の人数は始まってからの申請になりますのでまだわかりませんが、昨年度の実績で申しますと小学校については全体の約1割729名でございます。中学校については全体の12%446名といった実績でございます。その下18番、19番につきましては外出自粛要請ですとか、感染予防の周知啓発の方を随時実施しているところでございます。その下20番でございますが、こちらにつきましては、国の事業で国保の被用者でコロナに感染もしくは疑われる方が一定期間休む時にですね生活保障支給すると。額といたしましては3カ月の給与収入の3分の2でございます。支給期間といたしましては3日を経過した時から労務に服することができない日ということで。そういった事業でございます。続きまして21番ですね。21番につきましては、随時行っているもので地方税等々のですね支払い相談の方を行っておるところでございます。22番につきましては、中小企業の信用保証料補助交付金。茨城県パワーアップ利用者への保証料でございますが、借りる前にですね。年の0.7%と保証料が必要になると。その分につきまして、県2分の1、市2分の1を負担いたしまして、保証料無しでですね、事業所さんが使えるといった制度でございます。その下でございます。23番でございます。こちら市の独自事業でございます。今回の補正対応で上げさせていただいておりますが、土浦市持続化給付金ということで、国の方はですね前年同月日で50%以上減少した事業者さん、中小企業に対しましては200万と。個人に対しましては100万支給するという話がございますが、市の方ではそれで拾えなかった売り上げが30%以上50%未満減少している事業者さんにですね最大で20万支給するというものでございます。1枚おめぐりいただきまして、24番でございます。茨城県貸付金制度原資負担ということで、こちら県の方ですね新たな貸付金を構築するというものでございます。こちら他の融資制度。政府系の資金ですとか、そういう借入が出来なかった方に対してですね、県が4分の3市が4分の1負担してですね貸付を行うと。限度額といたしましては200万。返済期間が10年ですね。無利子無担保といった取り組みを県の方で始めるものでございます。その下の25番、26

番でございますが、こちらにつきましては、市職員。市での対応ということで、まず感染症予防の周知徹底と申しますか、出勤前の検温の方を職員の方が行っておると。その下が各フロアーに、要所要所に消毒液なども設置したところでございます。その下でございます。サテライト勤務、分散勤務の体制の推進ということで。今現在ですね四中地区公民館をオープンいたしまして希望する職員。サテライト勤務の方を実施しております。また、市役所のフロアーをご覧になってわかると思いますが、なるべく会議室ですとかオープンスペースで執務するような形で分散化を図っているところでございます。その下でございますが、こちらですね窓口のカウンターにビニールシートを設置しているというものでございます。その下29番でございますが、市内公共施設については臨時休館ということで。今現在5月末までですね休館措置を取っているところでございます。30番、31番につきましては、小中学校、幼稚園の臨時休校と。31番については、保育施設。こちらには通常自粛の呼びかけを行っておると申すところでございます。32番については、30番と関連がございますが、小学校については、希望する場合、自主登校を受け入れていると。その後ですねこの放課後児童クラブ。こちら6時30分までやっている。そういった事業でございます。33番につきましては、イベントの中止措置ということで、かすみがうらマラソン。こちら中止いたしました。キララまつりも中止したところでございます。駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**吉田（博）委員** 3ページの21番。市税、上下水道、市営住宅の家賃の件なんです。これも相当市民からの相談があると思うんですけども。どのような対処をしているのか。具体的にちょっとお話いただければ、お願いします。

○**佐々木政策企画課長** 税の方は今納税課の方ですね。これは国、県も同じでございますが、市民税ですとか、軽自動車税、法人市民税。あと国民健康保険税などなど、徴収業務の特例制度というのがございます。今回コロナに関しまして収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合。1年間の猶予を受けることが出来ると。これは国税、県税、市税すべて足並みを揃えて国の方からの指示でやっているところであります。その他ですね、今ここに書いてあります上下水道、市営住宅使用料などなどについてはちょっと担当課の方ですね、その明確な基準は設けてございません。相談を受けてそれで対応を考えておるとそういった状況でございます。

○**吉田（博）委員** 市税に関しては、前年収入20%ということなんですけれど、この20%を証明するという書類とかですね、そういった作業というのは市民からすると難しいのかな、簡単に出来るのかね。これ。

○**佐々木政策企画課長** そこまでは確認はしていなかったんですが、なるべく聞き取り等々でも出来るような形でですね進めたいという話は聞いておったところでございます。

○**吉田（博）委員** それと上下水道、市営住宅の方は、まだ基準みたいなものは無いということなんですけれども。やはりこれも基準を決めないと職員の対応だってやはり、中々きちっとした対応が出来ないでしょうから、その辺も早急に決めた方がいいんじゃない

かな。どうだろう。

○佐々木政策企画課長 その辺の基準につきまして、担当課ですか建設部の方とですね、ちょっと状況と他市事例と確認しながらそういったものを決めればと、そういうのを考えて行ければと、そのように思っているところでございます。

○吉田（博）委員 なるべく早くやれやな。

○吉田（千）委員 中々担当課ではないので、細かい所はきつとわかりにくいのかなと思ったのですが、もしわかれば結構です。2点ほどちょっと、13番、可燃ごみの配布が5月下旬ということで伺いましたけれども、この窓口対応は、10月末まで使用期限がありますよと。受付がそこまでということでもよろしかったんでしょうか。で受付はどこになるのか。まず。

○佐々木政策企画課長 ごみ袋につきましては、引換券を各世帯にはがきを送らせていただきまして、お店ですらねその引換券を持ってごみ袋と引き換えると、そういった手続になります。その期限が10月末という形でですね進めているとのことですよ。

○吉田（千）委員 1世帯に10枚という。世帯主に送るといふ。そういうことでよろしかったですか。

○佐々木政策企画課長 45リットルの袋、1袋、10枚入りのやつを送るといふことでございます。

○吉田（千）委員 23番なんですけれども事業者向けの取組ということ、これがもしわかれば結構です。本当にその50%に国の施策に合わなかった方々を救うという、本当にやっていただきましてありがたいなと思うんですけれども。いつから、どこが窓口になってそれを対応してくださるのか。もしわかれば。

○佐々木政策企画課長 一応担当課におきましては、商工観光課の方で担当することになってございますので、時期については、今現在、いつからにするのか。当然早くですね出来るような形で今、内容の方を固めているところでございます。

○今野副委員長 27番。サテライト勤務に関して。私これ聞いて、事前に伺っていた話では、サテライトオフィスの検証ということで5月8日までという風に聞いていたかと思うのですが、今先ほどのご説明で今現在も四中地区公民館でやっているという風なご説明があったんですけれども、どのような状況でそのようになったんですか。

○佐々木政策企画課長 サテライト勤務ですらね。委員さんの方に5月6日までというお話でありました。ただ、今ですらねこの働き方というのが見直される中でですらね、市としてはその分野。テレワークの部分の部分が全くなされていなかったということですよ。その一歩としてこのサテライト勤務というのを実施したところでございますが、県の方で。国ですか。国の方で今回の非常事態宣言が延長されたということで、それを受けて市の方でも今月末まで施設の方を閉めておると。そういった状況を鑑みまして、引き続きやってはどうかというような話で進めさせていただいておるところでございます。

○今野副委員長 それは引き続き検証ということですか。それとも実際的にそれが稼働しているということなんですか。

○佐々木政策企画課長 引き続き検証するためにですらね実施しているところでございます。

す。

○**今野副委員長** それはいつまでという期限とかはあるんですか。

○**佐々木政策企画課長** 一応ですね、施設が休館している間しか、サテライト勤務が出来ませんので、一応施設が休館している間。今現状でありますと今月末までということになっていますので期間までになると思います。

○**久松委員** 関連なんですけど、公共施設が今月末まで休館ということで。ただ緊急事態宣言が月末待たずに解除される可能性が指摘されている訳なんですけど。茨城もその可能性はある訳ですよ。その場合に公共施設の休館措置は解除するのですか。

○**佐々木政策企画課長** これまでも国の方の指示ですか、期間の延長を受けて県知事がですね施設に休館の要請などをしたところがございますが、それを受けて市の方でもですね、対応を取っていると。今お話した通り国の方では茨城県を含めて14日にですね、もしかしたら茨城県を含めて解くかもしれないと。一方で茨城県知事の方は14日で15日にですね会議を開いてどうするのか検討するのだと。一方で茨城県の方が4段階の状況に応じて、ステップ4まで示して、今現段階は本来であればステップ1の段階だけれども、体制としては一番厳しい体制をひいているんだと。もし14日で国からの何かの指示があった時にですね、1ランク落とすかもしれないなんて話がありましたので、その辺の県知事の発言、動きを見ながら市の対応も検討して行きたいとそうように考えているところがございます。

○**久松委員** それは15日に県が判断するのかな。

○**佐々木政策企画課長** 我々の方で聞いているのは14日の国の方の状況を見て県の方は15日に有識者会議の方を開くという話は聞いてございます。

○**吉田（博）委員** 一連のこういった事業をですね、皆さん職員の方一生懸命大変だと思っております感謝はしております。そこで昨日議運があつて、事前の説明があつたんですけれども、それとともに記者会見を開いたのかな昨日はな。昨日記者会見を開いたら茨城新聞にも読売新聞にも載っております。やはり一つのそういうのって言うのは土浦市も市民に対してやっていますよというアピールをするには、そういう手が必要なのかなと。ただ記者クラブに投げ込んだんでは記事にしてくれないんだよな。最近な。そういうところはうまくね利用するじゃないけれども、これはどうしても記事に載せてほしいみたいなのところがあったらさ、積極的にマスコミに働きかけるというのも公室の方で一つお願いしたいと思います。

○**島岡委員長** これだけの事業を行うと相当の出費が予想されるというか。まあ、大体の予算というのは出ているのですか。

○**佐々木政策企画課長** 今回の事業については、次の次にですね、表をご覧になっていただきながらご説明をさせていただければと。

○**島岡委員長** その時で結構です。その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策概要（令和2年4月27日更新）（内閣府）の説明願います。

○佐々木政策企画課長 国の方で示された経済対策についてご説明をさせていただきます。資料はA4の資料でございます。こちら4月7日に閣議決定され、20日に変更の閣議決定されたものでございます。経済対策の考え方でございますが丸の一つ目に書いてございますが、新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響を与えていると。戦後最大とも言うべき危機に直面しておると。丸二つ目のですね、ちょうど一行目の最後の文でございますが財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することによって思い切った規模の本経済対策を策定いたしまして、可及的速やかに実行に移し必要があると。こういった考えでございます。そのうえで真ん中をご覧いただきまして、国の方ではですね段階として二つ示してございます。まず左側でございますが、感染拡大の収束に目処がつくまでの緊急支援フェーズと。右側についてはですね、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図るV字回復フェーズ。この2種類でございます。左側の緊急支援フェーズにつきましては、その下に二つございます。これまでも取り組んでございますマスク、消毒液等の確保など感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発。その下に二つ目にですねこちらも今回補正等々で上げさせていただいておりますが、資金繰り対策。生活に困っている人々への支援など。二つ目といたしまして、雇用の維持と事業の継続でございます。右側をご覧いただきまして、V字回復フェーズの段階。この段階におきましては、こちらも二つでございますが、地域経済の活性化など。三つ目といたしまして、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復と。その下四つ目でございますが、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術を浸透させることで人々の生活をよりよいものにするといった考えでございますが、それらを含めた強靱な経済構造の構築と。五つ目で今後への備えと。この五つですね柱を軸といたしまして施策を展開していくと。こういった考えでございます。昨日、皆様の方にFAXを送らせていただきました。国の方でですねこういう考えのもと、土浦市、こういった事業に使いなさいということで5月1日に3億3,000万の交付上限額が示されたところでございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 この交付金額の決定は、国の方から各自治体の規模によって3億3,000万で決まったのですか。それともこちらで事業を上げて行って、それに適合したものということで決まって3億3,000万だったのか。どちらですか。

○佐々木政策企画課長 今回の3億3,000万につきましては、人口規模ですとか、この状況ですか。に応じて国の方で全自治体にですね配分した金額となっております。それに基づいて、我々の方で事業を構築するといったものでございます。国の方の配分額です。

○篠塚委員 これは両方のフェーズがあるんですけども、これ両方に使いなさいということなんですか。今回、3億3,000万の中で両方考えてくれということなんでしょうか。

○佐々木政策企画課長 国の方はですね一応こういう考えを示した上にですね、今回の交付金は、そうですねどちらでも使えるという風な考えでございます。なるべく広く交

付金を使えるようにということで、緊急支援の段階の部分。その後の段階の部分。どちらに使ってもいいよというような話でこういう経済対策を示して、それに基づいて3億3,000万というですね金額を上限額として示したというところでございます。どちらも使えということではなくて、市の判断でどういう形でも使ってもいいよというような、そういう考えでございます。

○篠塚委員 おそらくV字回復の方は、また国でも出て来るかと思うのですが、その後に出て来る市の独自の対策の中では、どちらかと言えば緊急支援フェーズを中心に予算組したという考えでいいんですかね。

○佐々木政策企画課長 今回の事業構築にあたっては、まずは今V字回復を考えるというよりも、今現状打破するといいますか、打開するといいますか、そういった考えをまず前提に事業を今回上げさせていただいたものでございます。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。次に、土浦市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(本市独自事業)の説明願います。

○佐々木政策企画課長 先ほど感染症拡大防止等の取組で事業の方を説明させていただきました。今回その分と重複する分がございまして、こちらのカラーの方でございまして、こちらはこの感染症防止の取組。これだけではなかなかマスコミの方も拾ってもらえないだろうということで、ちょっと見やすく作ったものでございまして。昨日の定例記者会見にも配ったものでございまして。先ほどの説明と重複いたしますが、その中でですね、まず、市民の皆様へということで予防費関係新型コロナウイルス感染症対策事業、サージカルマスク全戸配布と。あと右下にございまして、病院用防護服、袖付ガウン。こちらを配付するんだといった事業が一つ目でございます。二つ目につきましては、ごみの排出量負担を軽減するためにごみ袋の無料引換券を配布すると。その下は括弧といたしまして、子育て世帯。こちらが今回の支援の中でかなり、もっと支援しなければならないと。そういった考えのもとにですね、3番、4番、5番と。一人親世帯に対して1万円上乗せと。あと給食費。こちらについて無料化にするんだと。五つ目は経済的にお困りになっている家庭に対しても支給するんだと。この3本を入れたものであります。最後6番目が事業者の皆様へということで、持続化給付金ですか。土浦市版持続化給付金といたしまして、30%以上50%未満のもの。この事業。この6本を今回補正で上げさせていただきましたが、これを今回の交付金に充ててですね、やっていきたいといったものでございまして。ちなみにこれ全部合わせて4億2,400万。4番のマイナス分も含めると4億2,400万の支出ということで。先ほどお話いたしました3億3,000万の交付上限額。それに対しまして市の方で9,000万弱上乗せしてですね事業を構築したといったものでございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○吉田(博)委員 今の説明だと国の方の3億3,000万を活用して、今回土浦市独自の事業は5億6,000万で、マイナスの部分を書いて9,000万か。9,000万

を市が出すんだけれども。財源はどうするんだ。9,000万の財源というのは。

○山口財政課長 今回足りない分につきましては、市の方の単独で一般財源から充てるしかないんですが、前年度の繰越金。いくらでいいのかまだはっきりとはわからないのですが、そういったものを活用しながら単独分に充てていきたいという風に考えております。

○吉田(博)委員 今山口課長からあったように、今後もさこれまだまだ補正がさ、何回かやるしかないと思うんだよね。その時にやはり土浦市の一般財源というのでも出て来るわけだよな。そういう意味からすると、今繰越金という話なんだけれどもね。繰越金確定はしていないよね、これは。9月に確定する訳だけれど。やはり繰越金で重要だよなこれね。すごく。要するに市債を起ささなくても繰越金でやるというのは大変重要であるよね。その認識は私今回すごく感じているんだわ。今後も使うかもしれないな。

○山口財政課長 吉田(博)委員のおっしゃる通りでして、繰越金をはっきり確定するのは9月にならないと、いくら出るのかというのがはっきりわからない訳ですけども。このあと2次補正、国の方が出て来るようなお話もございます。10分の10で出るのか。あるいは単独分も足しながらやっていくのかというのは市の判断になるとは思いますけれども。その繰越金でまかなえるのか、まかなえない場合には財政調整基金を取り崩すのかといった局面にまでいってしまうという風に考えていますので、今後は事業の必要性なんかを見極めながら事業に取り組んでいきたいという風に思っているところでございます。

○篠塚委員 今回の土浦市は緊急性を要するものを中心に補正を組んだということですが、2番目のごみ関係でごみ袋の無料配布等で1,600万なんですけど、これの内訳を、どういうふうな内訳かをちょっと言っていただけますかね。

○佐々木政策企画課長 今回要求が上がってきたもので言いますと、郵送用の封筒ですとか、郵便料、その他指定袋製造業務委託と。茨城計算センターに世帯データ抽出委託料と、この四つです。事業費を算出したものでございます。

○篠塚委員 内訳の数字。数字を教えてください。

○佐々木政策企画課長 郵送用封筒が98万7,000円。郵送料が618万3,000円。委託料が指定袋製造業務委託料が820万。世帯データが3万円。以上でございます。

○篠塚委員 委託料というのは、どういう印刷する委託料ですか。それとも販売手数料ですか。ごみの販売委託をしているところに手数料を出すしかないでしょ。

○山口財政課長 委託料につきましては、ごみ袋製造委託料、それからシステム上6万7,000世帯を抽出したりといったものの委託料でございます。手数料につきましては、役務費にあたりますので、この中では先ほど説明がありました通信運搬費の中に含まれております。販売店には9%の手数を払うということになっております。先ほどの説明の補足をさせていただきますと、通信運搬費の中です。6万7,000世帯にはがきを送る費用というのが423万3,000円。それから店頭販売の9%の手数が302万4,000円という内訳になっております。

○篠塚委員 需用的には喜ばれると思うのですが、もう少しね郵送料とか、例えば広報紙のチラシの中に入れて置けば郵送代かからないし、緊急性があるから早く配りたいとなるのでしょうけれども、ごみの袋がどこまで緊急性があるのかということもあると思うので、もう少し有効的にいろいろ使った方がいいかなと思ひまして、質問をただけでございます。

○島岡委員長 6番、事業者の皆様への土浦市持続化給付金支給事業の件なんですけれども。2億5,492万3,000円ということで、相当の金額をここに充ててるなと感じて。これ事業者を想定では何件くらいと想定しているのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 これ、担当課の積算では、28年にですね経済センサス活動調査というのをやっております。その中で市内の事業者が6,373人。その内の2割が30%から50%であろうという考えで積算したものでございます。2割ですから1,274ですか。

○島岡委員長 50%未満。どのくらいと想定されているのですか。

○佐々木政策企画課長 一応、土浦市商工観光課の方ですね、融資の際に認定制度。セイフティーネット4号、5号というのがございます。その4号、5号とあと危機的なもので3種類ございますが、その認定というものが市の方で行っております。その認定の際にですね。売上の減少なんていうのも聞き取ったうえでやっているところではありますが、その状況でですね。実際50%以上というのが少ないんですけれども。その下については30から50が18%というような状況でですね。これを見て2割というような形で予算を要求をしたと伺っております。

○島岡委員長 50%以下は。未満。

○佐々木政策企画課長 未満が8割から9割でございます。8割ですね。

○島岡委員長 8割から9割というと18%とは。数字が合わなくなってしまう。

○佐々木政策企画課長 一応その中の30から50%が大体18%くらいということになります。

○島岡委員長 そうすると1,200くらいの事業所になるということですね。

○佐々木政策企画課長 はい。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○島岡委員長 委員会の服装ですが、地球温暖化対策及び節電の取組のため、5月1日からクールビズを実施いたします。上着・ネクタイを着用しなくてもよいこととします。

また、今回は委員会室が広いので、会議録を作成するにあたり発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方はマイクの使用をお願いします。総務部の自己紹介をお願いします。機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○望月総務部長 総務部長の望月でございます。引続きどうぞよろしくお願いいたします。

○真家総務課長 参事兼総務課長の真家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野人事課長 人事課長の今野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋山管財課長 管財課長の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

○川上課税課長 課税課長を拝命いたしました川上です。引続き総務市民委員会よろしくをお願いいたします。

○大橋納税課長 おはようございます。納税課、大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○根本会計課長 会計管理者兼会計課長の根本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○武藤監査事務局長 監査事務局長の武藤です。引続きよろしくお願いいたします。

○島岡委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願い致します。説明を要しない課長は退室していただいて結構です。これより、総務部の案件につきまして、協議を行います。それでは、総務部資料に基づきまして、土浦市税条例等の一部改正について（専決処分）の説明を願います。

○川上課税課長 4月1日付で専決処分いたしました土浦市税条例等、等が入っている方でございます。の一部改正について説明をさせていただきます。1ページをお願いしたいと思います。1番の改正の趣旨でございますが、地方税等の一部を改正する法律が3月に通常国会におきまして可決成立し、令和2年4月1日から施行となりましたので、市税条例も地方税法の合わせ改正する必要が生じたので、地方税法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。2番の改正の内容についてですけれども、主だったものについてご説明させていただきます。まず、市民税関係からご説明させていただきます。1つ目の箱。条例の第36条3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書。それから2つ目の箱。36条3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてでございます。子供の貧困対策といたしまして、令和元年第3回定例会におきまして、住民税の控除の一つとして、単身児童扶養者という控除を令和3年度分の住民税から賦課するにあたって新設する議決をいただいたものでございます。単身児童扶養者。簡単に言いますと児童扶養手当を受給している未婚の父または母のことでございます。所得税におきましては、寡婦。婦人の婦と夫の寡夫がございましてけれども、結婚歴の有る無しで寡婦控除を受けられる受けられないというものがございました。住民税におきましては、児童扶養手当を受給している未婚の父または母。こちらも単身児童扶養者という名称で寡婦と同じような控除をしようということで改正をしたところでございます。ところが所得税の方がですね一人親控除というような名称で結婚歴の有る無し。男女間の不公平間を無く

すような改正がされましたことから、単身児童扶養者の控除の必要性が無くなりました。令和3年度分の住民税課税の元となります申告書から単身児童扶養者の文言を削除するものでございます。それに合わせて見出しから等の文字を削除するものでございます。次でございます。二つ飛びまして付則第11条肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例についてでございます。こちらは肉用牛の肥育や出荷には期間を要することから特例の適用期限をさらに3年間延長するものでございます。次のページをお願いいたします。付則第20条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の賦課の特例でございます。こちら引き続き優良住宅地を確保するため特例の適用期限を3年間延長するものでございます。次に固定資産税関係について主なものを申し上げます。まず1つ目の箱でございますが、第54条。固定資産税の納税義務者等についてでございます。こちらは2ページ後ろにございます第133条、都市計画税の納税義務者についても同様の改正をするものでございます。今回の改正。こちらは人口減少や高齢化の進展に伴い土地利用のニーズの低下や地方から都市への人口移動を背景とした土地所有意識の希薄化により所有者不明の土地や空家。こちらが全国的に増加し公共事業の推進や生活環境面において様々な問題が生じていることに対処するための改正でございます。具体的に申し上げますと不動産の所有者が死亡し相続人が相続を放棄した場合。あるいは外国人の所有者が死亡した場合。戸籍調査など出来ませんので、その不動産に係る固定資産税の通知書を送るべき人物が特定できず課税できないという状況が発生しておりました。これまで東日本大震災に代表されるような災害に所有者不明の固定資産に関して所有者課税をしてもいいという規定がございましたけれども、災害によらない場合であっても戸籍調査など、あらゆる手段をつくしても固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合であっても、使用者がいる場合は、今後は使用者を所有者とみなして課税する旨の通知をし、固定資産税を課税してよいとなったものでございます。建物であれば住んでいるいる方。畑などであれば耕作している方など。現地調査をし使用者課税をしていくような改正でございます。令和元年度相続人が見つからず課税保留となっているのが31件ございましたので、今回の改正を受け相続関係、使用状況などあらゆる調査を行い課税保留の解消に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次のページをお願いいたします。2つ目の箱。第74条の3でございます。現所有者の申告という条項を追加するものでございます。この条項は所有者が死亡した場合の対応でございます。ただちに相続登記などしていただければこの条項は必要ないものかと思えますけれども、相続問題で登記が進まない場合など死亡者課税のままでは滞納処分も出来ないなどいろいろな問題が生じております。そのため現在の所有者。ちょっとこの言い方が難しいんですけども、登記名義人が死亡し、現在住んでいる方を現所有者というような呼び方をしまして、その方に賦課徴収に必要な事項として住所や氏名など申告してもらうことを義務化するものでございます。なお、この申告期間でございますけれども、現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日とするものでございます。続きまして、次の箱第75条、固定資産に係る不申告に関する過料でございます。先ほど74条の3で現

所有者の申告という条項を追加したことから、不申告による過料を科すものの中に現所有者という文言を加えていくものでございます。続きまして、一つ飛びまして付則第13条の2でございます。この付則第13条の2は、わがまち特例と言われるものでございまして、平成24年度の税制改正により導入された地方自治体が自主的に判断をし、税負担の軽減措置を行う地域決定型地方税特例措置でございまして、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資にするものでございます。まず第2条、対象となりますのが、大気汚染防止法の指定物質排出抑制装置として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設という状況でございますけれども。地方税法の方からこの部分が削除されましたので、市税条例の方からも第2項を削除し、3項以下を繰り上げるものでございます。次の第8項。改正前は9項でございましたけれども、繰り上がって8項になるものでございます。水力発電の設備で出力5,000キロワット以上のものにつきまして、現在の条例では特例割合を3分の2としてまいりましたが、今回国で示す標準割合が4分の3になりましたので、それに準じまして市税条例の方も4分の3に変更するものであります。続きまして、第19項、水防法の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に関する特例割合3分の2を新設するものであります。まず、水防法の浸水被害軽減地区の指定を受けるとは、具体的にどのようなものでございまして、土地所有者の同意を得て河川管理者であります国土交通省や県がその指定を行うことが前提となります。この指定を受けるといことはどういうことかと言いますと、浸水被害が非常に起こりやすい地区ということを公表するようなものに等しいものでございまして、土地の評価、特に売買等に影響を与えることも考えられますことから、土地の所有者の同意を得てから指定をするものでございます。浸水被害の拡大を抑制する効果があるということで指定を受けてから3年間、固定資産税の軽減を行うものでございます。現在この指定を受けておりますのが、長良川と海老川に囲まれております輪中という堤で有名な岐阜県の1カ所だけが指定を受けている状況でございます。このわがまち特例に関する改正でございまして、8項、19項でございまして、水力発電、それから堤防のどちらも土浦市で該当するものはございせんけれども地方税法の改正に合わせて市税条例の方を改正しておくものでございます。最後に5ページをお願いいたします。たばこ税についてでございます。第96条の第2項および第3項。たばこ税の課税免除についてでございますけれども、これまで提出することが義務づけられおりました書類につきまして、たばこの輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化を図るとして、課税免除事由に該当することを証明する書類を保存しておくことを前提に都道府県知事および市町村長への提出を不要とするよう法改正がされたことから市税条例の方を改正をするものでございます。その他といたしましては、改正に伴いまして平成を令和に改正するもの。それから特例期限の満了による改正。それから条項ずれなどの所用の改正を行っていくものでございます。6ページ以降が新旧対照表となっております。説明の方は以上でございます。よろしく申し上げます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○吉田（博）委員 川上課長さ、固定資産税関係2ページの固定資産税の納税義務者。54条の第2項かな。この中に、要するに所有者が不明の場合は、そこを使っている人が払うようになりましてよというようなことなんだけれども。この中で政令に規定する搜索とあるんだけれども。これは私の認識だとその土地に看板なんかを立てて所有者を探しながら、官報に1年間だっけかな。官報に1年間それを出して、それでも申しでる者がいなければこの法令に規定する搜索というのが、それにあたるのかなと思うんだけれどどうだろう。

○川上課税課長 そこまでの規定は示されていないんですけれども、こちら課税課の職員の方が現地に行きまして、使用しているものがあるなし、把握しまして、その方と会いまして課税をするような話を通知をさせていただいたうえでということなので。ちょっと公告をすとか、その辺のことはちょっと。私の方ではしないで大丈夫だと思います。

○吉田（博）委員 ああそう。お墓なんかをさ、墓の管理者が不明なんていう時には、市の方にもあるんだけれどね。やはりそのお墓に看板を立てて、その期限が1年間とか2年とかあるんだけれどもね。と同時に官報にそれを出して、というのが法的な搜索というか手段なんだけれども。やっぱり所有者がいつ出て来るかわからないもんね。これね。それにもし所有者が出て来ちゃったら使用者との関係もあるだろうけれども。やはりある程度法的に考えても、これだけのことはつくしたから所有者じゃなくて使用者の方に課税しますというのがないと、担保がないと困る時があるんじゃないかと思うんだけれど。どうだろうね。

○川上課税課長 こちらの改正の主だった趣旨がですね。相続放棄などをされても親族の方がなお住み続けているとか。明らかにその方が使用しているとか。そういう方に課税をして行こうというようなところが趣旨ですから。

○吉田（博）委員 そっちが趣旨なんだ。はい。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。次に、土浦市税条例の一部改正について（専決処分）の説明願います。

○川上課税課長 続きまして、同じようなタイトルでございますけれど、等のない土浦市税条例の一部改正について説明をさせていただきます。資料の方は38ページからになります。お願いいたします。1番の改正の趣旨ですけれども、令和2年4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定に基づきまして、第201回国会において納税者に対し緊急に必要な税制上の措置を講ずるため地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に可決成立し交付され同日施行となりましたので、先ほどの土浦市税等の一部改正とは別に市税条例の方を改正する必要が生じたことから専決処分をさせていただいたものでございます。2番の改正の内容についてご説明させていただきます。まず、軽自動車税関係からの説明でございます。付則第18条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。環境性能割は去年の消費税率の引き上げに伴い

まして、かつての自動車取得税に代わって導入されたもので、2020年度燃費基準の達成度によって軽自動車につきましては、取得価格の0%から2%の幅で税率で課税を伴っていたものでございます。消費税率引き上げに伴う需要の影響を考慮し、本年9月末までの1年間。本来の税率を1%引き上げる軽減措置が行われてきたものでございませうけれども、新型コロナウイルスによる自動車需要の影響軽減のため適用期限をさらに半年延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするようなものでございます。なお、この措置に伴います減収分につきましては、軽自動車税減収補填特例交付金により全額補填されるものでございます。次に固定資産税関係について説明をさせていただきます。1つ目の箱。付則第13条と2番目の箱。付則第27条についてでございます。こちらは読替規定ということで地方税の改正にあわせ、固定資産税と都市計画税の特例の中に新型コロナウイルス感染等に係る中小企業等の家屋および償却資産の項目を追加するものでございます。具体的に申し上げますと、新型コロナウイルス感染の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営状況に直面している中小企業等に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税を軽減するものでございまして、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売り上げ高が前年の同期間と比べ30%以上50%未満減少しているものについては2分の1に。それから50%以上減少しているものについては負担はゼロとするものでございます。この措置は令和3年度の課税分に限定されるものでございまして、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等。こちら税務、財務等の専門的知識を有し一定の実務経験を持つ支援機関などとされておりまして、税理士、公認会計士、弁護士などからの証明を受けまして市に申告をしたものに適用していくものでございます。なお、この措置に伴う減収分につきましても、新たに創設する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額が補填されるものでございます。次に3つ目の箱。付則第13条の2についてでございます。先ほどの土浦市税条例等の一部改正についても説明をさせていただきましたけれども、わがまち特例に関するものでございまして、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充するものでございます。具体的には新型コロナウイルス感染の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から第20項として適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え3年間軽減をしていくものでございます。今回市税条例に定める課税標準額に乘じます特例割合でございませうけれども、わがまち特例ということで、市の判断で特例割合を決められることになっておりますけれども。この減収分につきましても、先ほどと同じような特例措置によりまして全額が補填されることになっておりますので、特例割合の方はゼロとしていくものでございます。続きまして、次のページをお願いいたします。納税関係についてでございます。付則第23条の2、新型コロナウイルス感染等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減収がある場合。具体的には1カ月以上。前年同期比でおおむね20%以上の減収ということでございませうが、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金無しで1年間徴収猶予できる特例を設けるというものでございませう。

す。なお、申告期間でございますけれども、法施行後2カ月間となっておりますので、申請期間が6月30日まででございます。すでに市のホームページの方で広報の方はさせていただいております。さらにこの特例措置に伴います地方公共団体の一時的な減収に対応するため地方債の特例措置が創設されることになってございます。その他法律改正に合わせて条項ずれ等を改正するものでございます。40ページ以降が新旧対照表でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 今の納税関係のですね2月1日以降減収20%で。概ね、問い合わせもあるでしょうけれども、概ねどのくらいの事業者が減収がどのくらいになるのかというのはわからないですね。おおよそ、想定されていれば。最後には納税してもらわなければならないけれども、今までね早く納税していただいて、他に回せて物が無いということは土浦市の財調を取り崩して行って運営に使っていくしかないということになると思うんですけども。そのこともあると思うので。想定的に大体わかればなんですが。まあ、問い合わせ件数だけでもいいです。まあ、あればということで。

○大橋納税課長 どのくらいの法人様なりに影響するのかという数字はつかんでおりませんが、昨日5月11日現在のところでの問い合わせ数というのが33件。実際に猶予の申請があったものが2件となっております。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。その他総務部から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 総務部の皆さんは退席して結構です。
(総務部退席)
(市民生活部入室)

○島岡委員長 委員会の服装ですが、地球温暖化対策及び節電の取組のため、5月1日からクールビズを実施いたします。上着・ネクタイを着用しなくてもよいこととします。また、今回は委員会室が広いので、会議録を作成するにあたり発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方はマイクの使用をお願いします。市民生活部の自己紹介をお願いしたいと思います。機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○塚本市民生活部長 4月1日付人事異動によりまして市民生活部長を拝命いたしました塚本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○五来市民活動課長 参事兼市民活動課長を拝命いたしました五来でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本生活安全課長 生活安全課長の坂本です。よろしくお願いいたします。

○佐野市民課長 市民課長の佐野でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○佐賀環境保全課長 環境保全課長の佐賀でございます。引続きよろしくお願いたします。

○渡辺環境衛生課長 環境衛生課、渡辺です。引続き総務市民委員会の皆さまとお仕事させていただくこととなりました。よろしくお願いたします。

○島岡委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願いたします。説明を要しない課長は退室していただいて結構です。これより、市民生活部の案件につきまして、協議を行います。それでは、市民生活部資料に基づきまして、令和2年度土浦市一般会計補正（第3回）予算（案）について説明を願います。

○渡辺環境衛生課長 1ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正（第3回）予算（案）ごみ処理関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。初めに1番、今回の補正の理由でございますが、現在、感染拡大防止措置に伴い、臨時休校や在宅勤務を含む外出自粛要請などが続いておりまして、家庭内での消費活動が増大し、それに伴い家庭からのごみの排出量の増加が見られるところでございます。今回、市民の皆様のごみ排出にかかる費用負担軽減を目的といたしまして、市内全世帯を対象に、燃やせるごみの袋を無料で配布するため、増額補正をするものです。この事業の詳しい内容とその実施方法でございますが、3番の事業内容をご覧いただきたいと思っております。市内の全世帯約6万7,000世帯に1世帯あたり燃やせるごみの袋45リットルのものを10枚、配布するものでございます。そちらの配布の方法といたしましては、世帯主あてに引換券付きはがきを郵送しまして、指定ごみ袋取扱店で引き換えていただくというものになっております。こちらのスケジュールといたしましては、14日議決をいただければ、ただちに印刷発注の方を行いまして、はがきは5月下旬までの発送を予定しているところですので。ごみ袋の引き換えの期限といたしましては、10月31日までの引き換え期限を予定しております。この事業の費用といたしましては、次に2番の補正予算額をご覧ください。4款衛生費3項清掃費のうち2目ごみ処理費におきまして、今回新たに新型コロナウイルス感染症対策事業の費用といたしまして、需用費や役務費、委託料におきまして、はがきの印刷や郵送料。配付の手数料。ごみ袋の製造などで合計補正額1,623万6,000円となっております。こちらの詳しい金額といたしましては、10節需用費につきましては、こちらはすべてはがきの印刷代でございます。11節役務費でございますが、この725万8,000円の内訳といたしましては、通信運搬費。こちらははがきの郵送料です。こちらが423万3,600円となっております。取扱店への手数料。袋交換分の手数料といたしましては、302万4,000円。取扱店舗171店舗でございます。続きまして12節委託料でございますが、こちらはですね、ほぼほぼ指定ごみ袋の製造の、すいません。これ手数料と書いてありますが訂正させていただいて委託料でございます。申し訳ございません。こちらの方が820万5,120円となりまして、世帯のデータ作成委託料の方が10万円となっております。以上で総額1,623万6,000円でございます。説明の方は以上でございます。よろしくお願いたします。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○吉田（博）委員 これはかゆい所に手が届く政策でいいね。ただ、ごみってさ、燃えないごみもあるんだよな。燃えるごみばかりじゃなくて。燃えないごみ5枚くらいやるなんていう話が出なかったのか。

○渡辺環境衛生課長 実はですね。市内で売られているごみ袋、燃やせるごみ、燃やせないごみ、種類ありますが、全部のうち、この45リットルの燃やせるごみ袋の割合というのが、売れているといたしますか。全体の44%ございまして、こちらのごみ袋の需要が一番多いということでこちらを10枚ワンセットになっているものを配布するということで決めさせていただきまして。燃やせないごみ袋につきましては、今回は。

○吉田（博）委員 話が出なかったのか。

○渡辺環境衛生課長 はい。燃やせるごみということで。

○吉田（博）委員 気持ちが頭になかったのか。

○渡辺環境衛生課長 燃やせるごみの量がですね著しく増えておりまして、前年の同月4月と今年の4月ですね7%ほど増えておりまして、それを見まして燃やせるごみの袋ということで決めさせていただきまして。

○吉田（博）委員 燃えないごみの袋も付けたら100点だったな。ああ、生ごみもか。

○篠塚委員 先ほどちょっと話を聞いたんですけど、企画の方でね。国から来ているお金で。郵送費で400万掛かるわけですよ。はがき出して。それを他に有効に使うような手段を考えられなかったかという。早急にやらなければいけないということなんでしょうけれどもね。国から来たお金で緊急に必要性があるんだったら、今のごみの袋の種類の数とかもあるし、そういう検討をしてもらって、私からすればいろいろとやり方があったと思うんですが3密を保つうえで手渡しとか出来ないということはわかるんですけども。それからボランティア袋というのを土浦市でやっていますよね。配布した量とか、ごみの量とかわかるのであれば、逆にボランティア袋を配布するとか。そういう検討はされなかったのか。どうですか。

○渡辺環境衛生課長 検討としましては、当初はですね直接市の方から袋に入れて、ごみ袋を直接世帯あてに郵送する方法をまず考えました。そこで問題になるのが、ごみ袋を製造するんですが、生産体制が24時間稼働させても、最後の世帯分が出来上がるのが6月の末だということになりまして、それプラス袋代ですね。袋代それから郵送代の方が、これ実は1袋重さが200グラムを超える重さになりまして、実は実際重いんですね。そうすると郵送料がこちらで行くと618万円ほどかかってしましましてトータルで直接配布をする方法を取ると1,540万円という額になりまして、先ほどご指摘がありました通り、緊急対策ということで、なるべく全世界帯にいち早く手に入れてもらいたいということで、はがきの方法を考えまして、そうすると販売店への手数料300万円分を見ても1,623万円を済むということで、差額が83万円ということで、スピーディーさを取って公平に全世界帯に同時に配布が出来るようにということ。ごみの袋の製造の方は、発注の方は掛けさせていただいて、まずは手元に早く届くように、今店頭と並んでいるものを活用しまして、増産分を全部回していくような形をとるということ

で今回考えさせていただきました。

○篠塚委員 世帯で計算するしかないと思うんですけどもね。いろんな家族形態があると思うんで、一人暮らしの方もいるし。そのためにごみの袋も量を分けたりいろいろしている。統計は統計でわかるんですけどもその辺のところも、これからまだ先コロナウイルスに関しては長いと思うので、対応する時にはよく検討して費用をですね効率的に使えるように検討していただければと思います。

○渡辺環境衛生課長 ご指摘のとおり検討させていただいて、実施して行きたいと思えます。よろしく願います。

○吉田（博）委員 ごみ袋についてはさ、ごみ袋の値段を安くするかどうかという議論がこれから待っている訳だから。それが一番大事な時で、これはよくやっとな。一応ほめておくから。値下げの時はわからねえぞ。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。次に、沢辺地区における土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反に対する水戸地方検察庁土浦支部における処分について説明願います。

○佐賀環境保全課長 2ページをお願いいたします。沢辺地区における土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反に対する水戸地方検察庁土浦支部における処分についてでございます。昨年9月の総務市民委員会及び全員協議会におきまして、ご説明させていただきました沢辺地区において土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反した事案が発生しまして、刑事訴訟法の規定に基づきまして告発した件につきましては水戸地方検察庁土浦支部から令和2年4月30日付で不起訴とした処分通知書を受けましたのでご報告をさせていただきます。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○吉田（博）委員 課長。そしたらさ、処分が決まったんだから土浦市が出した告発状の原本のコピー。それをこの委員会に提出してほしいんですけども。

○佐賀環境保全課長 はい。資料につきましては、議会からの要請がございましたらば、そちらの方の提出は可能でございます。また、それ以外であれば情報公開条例に基づいて公開の方はさせていただくようなことになっております。

○吉田（博）委員 議会から要請があればいいということだな。じゃあ委員会からでいいのかな。これは。総務市民委員会からそういう要請があれば。

○佐賀環境保全課長 議長からの要請でお願いをしたいと思います。

○吉田（博）委員 議長の要請か。ここにいるから。議長できるよな。

○篠塚委員 事務処理の面で。事務局でさ。議会の同意とかなんかは必要ないんだよね。議長として要請するのであれば。そこだけクリアー出来れば要請をしたいと思ってるんですけど。委員長から要請して、議長が提出するという段取りだと思うんですけど。それでいいのかな。

○**議会事務局** はい。

○**島岡委員長** そうしますと、吉田（博）委員の発言がございました告発状の提出なんですけれど、委員会といたしまして議長の方に告発状を提出するように委員会で決めるか決めないか。を決めたいと思いますがいかがでしょうか。

（「決めてください」という声あり。）

○**島岡委員長** 委員会として議長に諮るということに異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは、あとで議長室に行きまして、この告発状の提出をお願いしに行きたいと思います。

○**吉田（博）委員** 速やかに出すようにな。

○**佐賀環境保全課長** 今回委員会で説明させていただきましたこちらの案件につきましては、全協の方でも説明の方はさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○**篠塚委員** 確認なんですけど、現状で土が残っていますよね。これはどのようになるんですか。

○**佐賀環境保全課長** もちろん現場の方には土砂の方が残っておる状態でございますので、撤去に向けて法令に従いまして適切な対応に努めていくというようなところでございます。なお、行為者の方から撤去の計画書というようなことで土砂の方を撤去するつもりだというような誓約の方をいただいているところでございます。

○**吉田（博）委員** それはもらったの。もう。計画書というかそれは。

○**佐賀環境保全課長** はい。全量を撤去するつもりであるというような計画書の方をいただいております。さらに詳細で全量を一度に撤去するということは物理的になかなか難しいものですので、何回かに分けての計画というものは再度提出していただくというようなことで約束をしているところであります。

○**吉田（博）委員** 一応計画書はもらってはいるんだな。担当課はな。

○**佐賀環境保全課長** 提出していただいているところであります。

○**吉田（博）委員** じゃああとは本当に法令に基づいてきっちりとその辺はやってください。あれだけの土があると地主さんも大変だし周りの人たちもいい環境じゃないからな。いち早く一日も早くなくなることを願ってます。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。その他市民生活部から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 委員から何かありますか。

○**海老原委員** 西根の清掃センターへの有料ごみの持ち込み状況について。というのは他市の処分場では、今年のゴールデンウィークは片づけが多いというので、持ち込みで渋滞がおきたところもありました。土浦市の持ち込み状況は、ゴールデンウィーク後はどうなっているのか。

○**渡辺環境衛生課長** おっしゃる通りですね。持ち込みのごみの量は著しく増えておりまして、平日においても時間帯によっては県道まで伸びている状態です。直近のデータですと昨年の4月と今年の4月の持ち込み。燃やせるごみしかまだ出ていないんですが、43.6%も増えておりまして、同様におそらく燃やせないごみも増えているものと思われまます。速報値なんです。

○**海老原委員** 今週になっても変わらない。

○**渡辺環境衛生課長** 若干落ち着いているようではあるようですが、やはりまだ例年よりは著しく多い状態になっています。

○**篠塚委員** 次回の時をお願いなんです、市民課がないものですから、今市民課の窓口。マイナンバーを含めいろいろ混乱をしているし、問い合わせ等があると思うのですが、3密を防ぐという意味でいろんな対策を練っていると思うのですけれども。混乱の状況とか、これからの課題とか、市民からのいろんな問い合わせとか。ありましたら次回の委員会の時でも報告いただければと思います。

○**塚本市民生活部長** はい。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 市民生活部の皆さんは退席して結構です。

(市民生活部退席)

○**島岡委員長** 委員の皆さんは「その他」協議していただくことがございますので、そのままお待ちください。それでは協議を行います。臨時議会の日程に開催についてまた、臨時議会の順番に開催について事務局からお願いします。

○**議会事務局** 臨時議会の日程なんです、5月14日の休憩中に行います。順番は産業建設委員会の次に、こちらの第1委員会室で行いますので、産業建設委員会が終了するまで会派室等で待機をお願いしたいと思います。また、5月14日9時30分から全協を予定しているところがございますので、こちらの方もよろしくお願ひいたします。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

○**吉田(博)委員** 総務市民委員会の皆さんにお諮り願ひたいんですけれども、これは私どもの提案として聞いていただけたらありがたいんですが。昨日、会派で集まりまして、今回のコロナの件についてもいろいろ協議をしたんですけれども。その中で意見として、政務活動費を返すというような、返金するというのはちょっと行きすぎだろうと。要するにパフォーマンスに見えてきているよと。ましてや、5月に1度受け取ったやつを寄付行為になるようなお話がありましたので、そういうことは出来ないけれども。しかし、この状況の中、なにも無理して政務活動費を使うこともないだろうと。使わないということではないんですが、やはり議員の活動の中で勉強をした、調査研究をするために政務活動費がある訳だから、それはそれと考えるべきであると。ただ、視察を出来ない状況にあるし、無理に使うこともないということで、極力これだけは必要だというものだけを使わせていただき、余ったやつ。余るお金は市の方に返還になる訳ですから、その額を少しでも多くするような方策を取って行ったらいいんじゃないかなというよう

な意見が多数ありました。その下になるのがやはり今回の騒ぎの中でも先ほども執行部から答弁がありました。繰越金がいかに重要であるかというのを認識いたしましたので、やはりそういった政活費を多く返却するという事は、繰越の方にも幅が出来るだろうというような趣旨からですね。そういうような我々会派の中でそういう考えで一致をしまして、プラス各委員会費が1人12万だっけか。今はね。12万あるんですけども、その各委員会の12万に関してもやはり議員として、調査するものは研究するものはきちっとその中から出すべきであるけれども、今の事情をよく考えて1年間委員会として、各委員会が慎重な行動をとるべきじゃないかというような結論にも達しまして以下の通り皆さんにご提案をしたいなど。同意かな。お諮りいただければと思います。

○**島岡委員長** 吉田（博）委員の方から今ご説明がございました。この吉田（博）委員のご説明を総務市民委員会への提案ということでよろしいでしょうか。

○**吉田（博）委員** 会派の方他にも文教もおりますし、産業建設にもいるので、同時にお話をみんなするというようなことになっていますから。別にあくまでも提案ですから。委員会によっていい悪いがあってもいいとは思いますが、総務市民委員会に私の方から。

○**島岡委員長** 3委員会にご提案なさったのを、例えば全員協議会の中で同じようにご提案なさるといふ。そういう考えではない。

○**吉田（博）委員** そういう考えではない。それは3委員会ともあるでしょうからもしそういう雰囲気があるのであればそれでよし、とするものであって。

○**島岡委員長** 今おっしゃりました総務市民委員会の勉強等の視察等に関しましては、今の発言で私たちに、それはそうだなということではあるとは思いますが、私も皆さんとそういう風にお諮りして行きたいと思うんですけども。会派の関係においては、やはり今の話ではやっぱり不十分かなと思ったりするので。その辺はどうか。

○**吉田（博）委員** ん。

○**島岡委員長** 会派に対しての要請は、委員会ごとにとらたらというのでは弱いのではないかなと。思います。

○**吉田（博）委員** 会派というのは政務活動費。

○**島岡委員長** 会派の政務活動費の話。

○**吉田（博）委員** それは、それで我々の会派はそういうことにしたんですけども、ただその発想の考えの中から委員会の方にも提案してみようと。どうなるかわからないけれども、提案したらどうですかということだから今話した訳です。

○**島岡委員長** わかりました。今吉田（博）委員の方からありました、我々総務市民委員会としての話を検討させていただきまして、そのような形で1年間活動するということがいかがでしょうか。

○**篠塚委員** 今お話があったのは、2つに分けていただきたいと。政務活動費に関しては、各議員のことでございますので、議会運営委員会なりで話合われて、全協に報告程度でよろしいかと思っております。それは各議員の考え方。総務市民委員会の委員会費については、皆様で極力、必要な経費は使うけれども考えて行きましょうという結論

をこの中で出していただければ。方向性に関しては、やっぱり委員長と副委員長で相談していただいて、各委員に諮っていただけて行くと思いますので、それだけ認識していただければと思います。

○**島岡委員長** 今のお話を受けまして、今野副委員長と話してあとは皆さんにお諮りしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○**今野副委員長** 今この場で。

○**篠塚委員** だから、今この場では、委員会費については、慎重に無駄がないように使うということだけ皆さんに了承していただければ。あとは使い方に関しては、委員長、副委員長がということです。

○**今野副委員長** はい。わかりました。

○**島岡委員長** 以上で総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。